

2017 年日本政府年次報告
「工業及び商業における労働監督に関する条約」 (第 81 号)
(2014 年 6 月 1 日～2017 年 5 月 31 日)

1 質問 I について

前回までの報告に追記すべき事項はない。

2 質問 II について

【第 2 条】～【第 8 条】

前回までの報告に追記すべき事項はない。

【第 9 条】

労働基準監督官に衛生、電気、機械、土木建築、化学等に関する専門技術を有する者を任用しているほか、独立行政法人労働者健康安全機構内に労働安全衛生総合研究所が設けられ、これらが工場事業場における災害予防及び職業性疾病予防について専門的な観点から調査研究を行っている（独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条及び第 12 条、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 96 条の 2 及び第 96 条の 3）。

鉱務監督官には、鉱業に密接な関係を有する技術を有する者から任用を行っている。

【第 10 条】

労働基準監督官の数は、本条の各規定の事項を十分考慮して決定されている。2017 年 3 月 31 日現在において、専門技術者を含む労働基準監督官 4,002 人が配置されている。

なお、労働基準監督官都道府県別の人数、鉱務監督官各地区別の人数については、下記のオブザベーションへの回答（4）を参照。

【第 11 条】～【第 29 条】

前回までの報告に追記すべき事項はない。

【2015 年専門家委員会ダイレトリクエストへの回答について】

- (1) 第 12 次労働災害防止計画において、重点業種とされている、第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業、建設業について、効果的に監督することを保証するための取り組みについて

2017 年 3 月現在、労働基準監督官は、2014 年と比べ、54 人増員しており、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な定員の確保に最大限努めている。

なお、2015 年の重点業種別の死亡者数及び死傷者数については以下のとおりであり、重点業種に対する必要な業務量の確保を行っている。

【2015 年：重点業種における死亡者数及び死傷者数について】

業種	死亡者数	死傷者数
第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食業等)	248 件 (25.5%)	52, 308 件 (45.0%)
陸上貨物運送事業	125 件 (12.9%)	13, 885 件 (11.9%)
製造業	160 件 (16.5%)	26, 391 件 (22.7%)
建設業	327 件 (33.6%)	15, 584 件 (13.4%)
重点業種小計	860 件 (88.5%)	108, 168 件 (93.0%)
合計	972 件 (100.0%)	116, 311 件 (100.0%)

※ () は全産業の合計に占める当該業種の災害発生件数の割合を記載。

また、第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業、建設業を含め、労働条件や安全衛生に関する問題を有する事業場に対してできる限り効果的な監督業務を行うため、各労働基準監督署において管内の状況を的確にとらえた監督計画をたてているほか、庁内業務における事務の簡素化、合理化等により、監督指導に費やす業務量が最大となるよう努めている。

- (2) 上記 4 部門に対する臨検監督の結果について
これらの業種の定期監督等実施事業場数の結果は以下のとおり。

業種	2015 年
第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食業等)	32,570 件 (違反率 74.7%)
陸上貨物運送事業	4,732 件 (違反率 75.8%)
製造業	35,713 件 (違反率 72.3%)
建設業	45,424 件 (違反率 62.5%)
上記 4 業種の合計	118,439 件

※違反率には、労働災害防止に係る法違反以外の違反を含む。

- (3) 上記 4 部門に対する、労働者の健康、安全を脅かす違反などについての措置等

労働基準監督署が行う監督指導において、労働基準関係法令違反が認められた場合には、事業場に対し、自主的な是正を指導している。

また、労働者に急迫した危険がある時は、労働安全衛生法第 98 条等に基づき、作業の停止、建設物等の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するための必要な事項を命じている。

なお、繰り返し是正の指導を行ったにもかかわらず労働基準関係法令の違反については是正しないなど、重大悪質な事案については書類送検を行っている。

事業主に対して、労働安全衛生法等の法令に関して説明会を開催する等、労働者の健康、安全を脅かす違反についての意識啓発を行っている。また、労働安全衛生法等に関するリーフレット等を作成・周知する等の措置を講じている。さらに、重点業種に対しては、以下のとおり個別に取組を行っている。

- ① 小売業に対しては、国内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用（※）
- ② 社会福祉施設に対しては、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携（※）
- ③ 飲食店に対しては、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアルの作成（※）
- ④ 陸上貨物運送事業に対しては、労働災害防止団体と連携して荷役作業におけるガイドラインを周知・普及
- ⑤ 製造業においては、災害防止団体による指導・援助活動の支援
- ⑥ 建設業においては、新規参入者等に対する安全衛生教育の確実な実施等を行っている。

※ 第三次産業については、各業種によって課題が異なるため、業種毎、上記①～③のような個別の取組を行っている。

（４） 労働基準監督署が適切に設置されていることを保証する措置及び労働基準監督署の編成に関する社会的パートナーとの協議について

労働基準監督署の再編にあたっては、住民数の増減等に伴う地域の行政需要の変化や交通事情等を総合的に勘案し再編整理の対象を選定しており、再編整理により影響を受ける地域の労使をはじめとした関係者に対し、説明を十分に行うとともにご意見を伺う等、地域の実態を踏まえ、慎重かつ適切な対応に努めているところである。

（５） 労働基準監督年報の未提出について

我が国は、2011 年以降も毎年労働基準監督年報を ILO 事務局国際労働基準局に提出しているところである。また、この労働基準監督年報において、第 21 条（a）～（g）の内容を網羅したものとなっている。なお、参考として、2011 年以降の労働基準監督年報の概要を別添のとおり送付する。

【2015 年専門家委員会オブザベーションへの回答について】

（１） 福島県内の除染作業に関する監督結果において、労働基準法（1947 年法律第 49 号）等の違反の割合が増加していること及び労働基準監督官による是正勧告・指導の結果、使用者によって講じられた措置について

福島労働局が除染作業を行う事業者に対して、2013 年に実施した監督指導件数は 1,047 事業者（違反率 67.7%）、2014 年同期では 1,152 事業者（違反率 67.2%）であり、「発見される違反の割合が 2013 年～2014 年の期間に増加している」とあるが、事実誤認である。また、2015 年同期では 1,299 事業者（違反率 64.6%）であり、違反率は更に減少している。

なお、違反が認められた事業場においては、労働基準関係法令に規定された労働条件や労働者の安全と健康を確保するための必要な措置が講じられている。

（２） 監督の結果として適用される罰則の回数及び性質、また監督の回数及び発見された違反の回数と性質を含め、廃炉作業に関して実施された監督に関する情報

東日本大震災の発生以降、福島労働局において廃炉作業を行う 4 事業者、除染作業を行う 10 事業者を書類送検している。事例としては、廃炉作業について、線量計を鉛カバーで覆わせて線量確認を不能にさせたこと（労働安全衛生法第 22 条）、除染作業については、労働災害を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に届け出なかったこと（労働安全衛生法第 100 条第 1 項）などである。

なお、2015 年に福島労働局において、廃炉作業及び除染作業を行う事業者に対して実施した監督指導件数、違反件数及び主な違反条文は以下のとおり。

表 1 廃炉作業

	2014 年	2015 年
監督実施事業者数	236	309
違反事業者数	141	167
違反率	59.7%	54.0%
違反件数	213	296
労基法 15 条（労働条件の明示）	14	39
労基法 32 条（法定労働時間）	7	25
労基法 37 条（割増賃金の支払）	81	80
安衛法 22 条・電離則 9 条 （線量等量の測定結果の確認）	6	5

表 2 除染作業

	2014 年	2015 年
監督実施事業者数	1,152	1,299
違反事業者数	774	839
違反率	67.2%	64.6%
違反件数	1,697	1,586
労基法 15 条（労働条件の明示）	121	102
労基法 32 条（法定労働時間）	145	93
労基法 37 条（割増賃金の支払）	238	219
安衛法 22 条・除染電離則 7 条 （事前調査）	145	122

労働基準法第 15 条は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の労働条件を明示しなければならないこととされている。当該法違反に対しては、30 万円以下の罰金が規定されている。

労働基準法第 32 条は、使用者は、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させてはならないこととされている。当該法違反に対しては、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が規定されている。

労働基準法第 37 条は、原則として、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働した場合に通常の賃金の 25%以上を割り増しで支払わなければならないこととされている。当該法違反に対しては、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が規定されている。

労働安全衛生法第 22 条は、事業主に対して労働者の健康障害の防止措置義務を規定しており、具体的には、除染電離則により、事業主の事前調査や線量の測定等を義務づけている。当該法違反に対しては、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が規定されている。

また、これらの労働基準関係法令違反が認められた事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、多くは是正済みとなっている。

(3) 労働基準監督官の人数が十分であることを継続して保証するための措置について

2017 年 3 月現在、労働基準監督官は、2014 年と比べ、54 人増員しており、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な定員の確保に最大限努めている。

(4) 各都道府県及び性別ごとの監督官の人数について

各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

都道府県別労働基準監督官数（2017 年 3 月 31 日現在）

北海道	169	東京	355	滋賀	41	香川	44
青森	52	神奈川	182	京都	91	愛媛	55
岩手	52	新潟	99	大阪	252	高知	34
宮城	75	富山	47	兵庫	165	福岡	147
秋田	48	石川	51	奈良	36	佐賀	39
山形	48	福井	43	和歌山	47	長崎	52
福島	83	山梨	36	鳥取	31	熊本	53
茨城	82	長野	89	島根	40	大分	44
栃木	68	岐阜	85	岡山	68	宮崎	44
群馬	68	静岡	129	広島	108	鹿児島	53
埼玉	129	愛知	208	山口	67	沖縄	38
千葉	112	三重	69	徳島	34	本省	40
						合計	4,002

なお、2016 年度に採用された労働基準監督官数は 212 名（うち女性 61 人）である。

鉱務監督官の各地区別の員数は下表のとおりである。

地区別鉱務監督官数（2017 年 3 月 31 日現在）

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	19	中国	9
東北	13	四国	7
関東	19	九州	12
中部	10	那覇	2
近畿	7	本省	7

合計	105
----	-----

- (5) (労働基準監督官が減少したにもかかわらず、監督件数が増加したことを受け) 綿密な監督の実施を保証するための取組について

労働条件や安全衛生に関する問題を有する事業場に対してできる限り効果的な監督業務を行うため、各労働基準監督署において管内の状況を的確にとらえた監督計画をたてているほか、庁内業務における事務の簡素化、合理化等により、監督指導に費やす業務量が最大となるよう努めている。

また、2017年3月現在、労働基準監督官は、2014年と比べ、54人増員しており、引き続き労働基準監督官の人員確保に努めるとともに、効率的な監督指導を実施してまいりたい。

3 質問Ⅲについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

4 質問Ⅳについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

5 質問Ⅴについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

6 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

1 事業場監督

平成 23 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、175,532 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 132,829 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 29,442 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,261 件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成23年中に定期監督等を実施した事業場数132,829件を業種別にみると、建設業が42,417件と最も多く、全体の31.9%を占め、次いで製造業の32,911件（同24.8%）、商業の20,994件（同15.8%）、保健衛生業9,337件（同7.0%）、接客娯楽業6,769件（同5.1%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、89,586件で違反率は67.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 32.8%で最も高く、次いで安全基準の 25.8%、割増賃金の 23.6%、健康診断 18.4%、就業規則 17.1%、労働条件の明示 16.5%の順になっている。

2. 申告監督

平成 23 年中に取り扱った申告件数は、41,047 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 35,146 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 29,823 件で最も多く、新規受理件数の 84.6%を占め、次いで解雇の 6,387 件（同 18.1%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 71.7%に当たる 29,442 件で、これを業種別にみると、商業の 5,425 件（全体の 18.4%）、接客娯楽業の 5,096 件（同 17.3%）、建設業の 4,531 件（同 15.4%）、その他の事業の 3,761 件（同 12.8%）、製造業の 3,399 件（同 11.5%）の順となっている。

3. 再監督

平成 23 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 110,957 事業場の 12.0%に当たる 13,261 件となっている。

4. 司法処分

平成 23 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,064 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 513 件で全体の 48.2%を占め、労働安全衛生法違反が 542 件（同 50.9%）、最低賃金法違反が 9 件（同 0.8%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 352 件で全体の 33.1%を占め、製造業の 253 件（同 23.8%）、商業

の98件(同9.2%)、その他の事業の95件(同8.9%)の順となっており、また、工業的業種計では672件(同63.2%)、非工業的業種計では392件(同36.8%)となっている。

2 賃金不払の概況

平成23年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で22,345件、対象労働者数で47,667人、金額で約199億2,874万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、接客娯楽業が4,128件で全体の18.5%を占め、次いで商業の4,111件(同18.4%)、建設業の3,806件(同17.0%)の順となっている。また、対象労働者数では接客娯楽業が7,572人(同15.9%)、製造業が7,099人(同14.9%)の順となっており、金額では、製造業が約39億6,063万円(同19.9%)、建設業が約31億7,161万円(同15.9%)の順となっている。

これら平成23年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で12,597件(全体の49.0%)、対象労働者数で26,511人(同48.2%)、金額で約83億9,406万円(同37.1%)となっている。

3 労働災害発生状況

平成23年に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全産業で111,349人であり、前年に比べ3,590人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上之死傷者数については製造業が最も多く23,589人で全体の21.2%、ついで建設業が22,372人で20.1%となっており、建設業と製造業とで全体の約41%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で1,024人であり、そのなかでは建設業が最も多く342人で全体の33.4%を占め、ついで製造業の182人(同17.8%)となっており、前年に比べ全産業で14.3%減少した。

4 業務上疾病の発生状況

平成23年の業務上疾病者数は全産業で7,779人であった。

これを産業別にみると、製造業が1,624人で全体の約21%を占め最も多い。

[2012年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

平成24年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、173,520件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が134,295件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が25,418件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が13,807件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成24年中に定期監督等を実施した事業場数134,295件を業種別にみると、建設業が46,016件と最も多く、全体の34.3%を占め、次いで製造業の33,965件（同25.3%）、商業の19,345件（同14.4%）、保健衛生業8,410件（同6.3%）、運輸交通業8,392件（同6.2%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、91,796件で違反率は68.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が31.3%で最も高く、次いで安全基準の28.2%、割増賃金の22.0%、健康診断19.0%、労働条件の明示15.7%、就業規則14.7%の順になっている。

2. 申告監督

平成24年中に取り扱った申告件数は、37,253件であり、このうち、当年中に完結した件数は32,249件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が26,834件で最も多く、新規受理件数の85.6%を占め、次いで解雇の5,248件（同16.7%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の68.2%に当たる25,418件で、これを業種別にみると、商業の4,596件（全体の18.1%）、接客娯楽業の4,155件（同16.3%）、建設業の4,081件（同16.1%）、その他の事業の3,237件（同12.7%）、製造業の2,640件（同10.4%）の順となっている。

3. 再監督

平成24年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた110,061事業場の12.5%に当たる13,807件となっている。

4. 司法処分

平成24年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,133件であり、その内訳は、労働基準法違反が486件で全体の42.9%を占め、労働安全衛生法違反が614件（同54.2%）、最低賃金法違反が29件（同2.6%）、賃金の支払の確保等に関する法律違反が4件（0.4%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が406件で全体の35.8%を占め、製造業の260件（同22.9%）、商業の97件（同8.6%）、運輸交通業の80件（同7.1%）の順となっており、

また、工業的業種計では 762 件(同 67.3%)、非工業的業種計では 371 件(同 32.7%)となっている。

2 賃金不払の概況

平成 24 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 19,392 件、対象労働者数で 37,377 人、金額で約 147 億 2,175 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 3,597 件で全体の 18.5%を占め、次いで建設業の 3,357 件(同 17.3%)、接客娯楽業の 3,335 件(同 17.2%)の順となっている。また、対象労働者数では商業が 6,335 人(同 16.9%)、接客娯楽業が 5,888 人(同 15.8%)の順となっており、金額では、商業が約 28 億 6,045 万円(同 19.4%)、接客娯楽業が約 25 億 7,997 万円(同 17.5%)の順となっている。

これら平成 24 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 11,037 件(全体の 50.0%)、対象労働者数で 17,508 人(同 40.2%)、金額で約 45 億 1,433 万円(同 25.8%)となっている。

3 労働災害発生状況

平成 24 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 119,576 人であり、前年に比べ 1,618 人の増加となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 28,291 人で全体の 23.7%、ついで建設業が 17,073 人で 14.3%となっており、建設業と製造業とで全体の約 38%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 1,093 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 367 人で全体の 33.6%を占め、ついで製造業の 199 人(同 18.2%)となっており、前年に比べ全産業で 6.7%増加した。

4 業務上疾病の発生状況

平成 24 年の業務上疾病者数は全産業で 7,743 人であった。

これを産業別にみると、製造業が 1,479 人で全体の約 19%を占め最も多い。

[2 0 1 3 年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

平成 25 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、178,133 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 140,499 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 23,408 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 14,226 件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成 25 年中に定期監督等を実施した事業場数 140,499 件を業種別にみると、建設業が 46,475 件と最も多く、全体の 33.1%を占め、次いで製造業の 33,498 件（同 23.8%）、商業の 20,104 件（同 14.3%）、保健衛生業 9,258 件（同 6.6%）、接客娯楽業 8,027 件（同 5.7%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、95,550 件で違反率は 68.0%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 32.0%で最も高く、次いで安全基準の 26.2%、割増賃金の 22.9%、健康診断 19.7%、労働条件の明示 18.1%、就業規則 13.6%の順になっている。

2. 申告監督

平成 25 年中に取り扱った申告件数は、34,322 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 29,702 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 25,118 件で最も多く、新規受理件数の 85.7%を占め、次いで解雇の 4,691 件（同 16.0%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 68.2%に当たる 23,408 件で、これを業種別にみると、商業の 4,252 件（全体の 18.2%）、接客娯楽業の 3,919 件（同 16.7%）、建設業の 3,603 件（同 15.4%）、その他の事業の 2,928 件（同 12.5%）、製造業の 2,530 件（同 10.8%）の順となっている。

3. 再監督

平成 25 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 112,873 事業場の 12.6%に当たる 14,226 件となっている。

4. 司法処分

平成 25 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,043 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 474 件で全体の 45.4%を占め、労働安全衛生法違反が 560 件（同 53.7%）、最低賃金法違反が 8 件（同 0.8%）、賃金の支払の確保等に関する法律違反が 1 件（0.1%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 369 件で全体の 35.4%を占め、製造業の 231 件（同 22.1%）、商業の 79 件（同 7.6%）、接客娯楽業の 75 件（同 7.2%）の順となっており、

また、工業的業種計では 682 件(同 65.4%)、非工業的業種計では 361 件(同 34.6%)となっている。

2 賃金不払の概況

平成 25 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 20,039 件、対象労働者数で 41,024 人、金額で約 159 億 9,801 万 6 千円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 3,274 件で全体の 18.7%を占め、次いで接客娯楽業の 3,080 件(同 17.6%)、建設業の 2,802 件(同 16.0%)の順となっている。また、対象労働者数では商業が 6,440 人(同 18.1%)、製造業が 6,220 人(同 17.5%)の順となっており、金額では、商業が約 24 億 9,142 万円(同 18.7%)、製造業が約 23 億 2,253 万円(同 17.5%)の順となっている。

これら平成 25 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 10,236 件(全体の 51.1%)、対象労働者数で 17,888 人(同 43.6%)、金額で約 51 億 147 万円(同 31.9%)となっている。

3 労働災害発生状況

平成 25 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 118,157 人であり、前年に比べ 1,419 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 27,077 人で全体の 22.9%、ついで建設業が 17,189 人で 14.5%となっており、建設業と製造業とで全体の約 38%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 1,030 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 342 人で全体の 33.2%を占め、ついで製造業の 201 人(同 19.5%)となっており、前年に比べ全産業で 5.8%減少した。

4 業務上疾病の発生状況

平成 25 年の業務上疾病者数は全産業で 7,310 人であった。

これを産業別にみると、製造業が 1,389 人で全体の約 19%を占め最も多い。

[2 0 1 4 年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

平成 26 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、166,449 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 129,881 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 22,430 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 14,138 件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成 26 年中に定期監督等を実施した事業場数 129,881 件を業種別にみると、建設業が 45,837 件と最も多く、全体の 35.3%を占め、次いで製造業の 33,512 件（同 25.8%）、商業の 18,346 件（同 14.1%）、保健衛生業 7,253 件（同 5.6%）、接客娯楽業 6,696 件（同 5.2%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、90,151 件で違反率は 69.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 30.4%で最も高く、次いで安全基準の 28.4%、割増賃金の 22.1%、健康診断 20.8%、労働条件の明示 16.8%、就業規則 12.7%の順になっている。

2. 申告監督

平成 26 年中に取り扱った申告件数は、31,709 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 27,580 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 23,022 件で最も多く、新規受理件数の 85.0%を占め、次いで解雇の 4,239 件（同 15.6%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 70.7%に当たる 22,430 件で、これを業種別にみると、商業の 4,056 件（全体の 18.1%）、接客娯楽業の 3,531 件（同 15.7%）、建設業の 3,440 件（同 15.3%）、その他の事業の 2,857 件（同 12.7%）、製造業の 2,413 件（同 10.8%）の順となっている。

3. 再監督

平成 26 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 106,472 事業場の 13.3%に当たる 14,138 件となっている。

4. 司法処分

平成 26 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,036 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 400 件で全体の 38.6%を占め、労働安全衛生法違反が 628 件（同 60.6%）、最低賃金法違反が 8 件（同 0.8%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 392 件で全体の 37.8%を占め、製造業の 215 件（同 20.8%）、商業の 96 件（同 9.3%）、接客娯楽業の 57 件（同 5.5%）の順となっており、また、工業的業種計では 677 件（同 65.3%）、非工業的業種計では 359 件（同 34.7%）

となっている。

2 賃金不払の概況

平成 26 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 16,021 件、対象労働者数で 33,494 人、金額で約 104 億 5,645 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,946 件で全体の 18.4%を占め、次いで建設業の 2,618 件（同 16.3%）、接客娯楽業の 2,604 件（同 16.3%）の順となっている。また、対象労働者数では製造業が 5,452 人（同 16.3%）、商業が 5,395 人（同 16.1%）の順となっており、金額では、商業が約 18 億 5,941 万円（同 17.8%）、その他の事業が約 18 億 1,176 万円（同 17.3%）の順となっている。

平成 26 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,917 件（全体の 54.5%）、対象労働者数で 18,540 人（同 47.3%）、金額で約 43 億 533 万円（同 32.8%）となっている。

3 労働災害発生状況

平成 26 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 119,535 人であり、前年に比べ 1,378 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 27,452 人で全体の 23.0%、ついで建設業が 17,184 人で 14.4%となっており、建設業と製造業とで全体の約 37%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 1,057 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 377 人で全体の 35.7%を占め、ついで製造業の 180 人（同 17.0%）となっており、前年に比べ全産業で 2.6%増加した。

4 業務上疾病の発生状況

平成 26 年の業務上疾病者数は全産業で 7,415 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,715 人で全体の約 23%を占め最も多い。

[2015年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

平成 27 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、169,236 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 133,116 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 22,312 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,808 件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成 27 年中に定期監督等を実施した事業場数 133,116 件を業種別にみると、建設業が 45,424 件と最も多く、全体の 34.1%を占め、次いで製造業の 35,713 件（同 26.8%）、商業の 17,676 件（同 13.3%）、保健衛生業 8,414 件（同 6.3%）、接客娯楽業 6,480 件（同 4.9%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、92,034 件で違反率は 69.1%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 30.0%で最も高く、次いで安全基準の 27.7%、健康診断 21.9%、割増賃金の 21.1%、労働条件の明示 16.9%、就業規則 11.6%の順になっている。

2. 申告監督

平成 27 年中に取り扱った申告件数は、30,381 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 26,308 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 23,022 件で最も多く、新規受理件数の 85.1%を占め、次いで解雇の 4,017 件（同 15.3%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 73.4%に当たる 22,312 件で、これを業種別にみると、商業 3,949 件（全体の 17.7%）、建設業 3,554 件（同 15.9%）、接客娯楽業 3,345 件（同 15.0%）、その他の事業の 2,948 件（同 13.2%）、製造業の 2,304 件（同 10.3%）の順となっている。

3. 再監督

平成 27 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 107,816 事業場の 12.8%に当たる 13,808 件となっている。

4. 司法処分

平成 27 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、966 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 402 件で全体の 41.6%を占め、労働安全衛生法違反が 550 件（同 56.9%）、最低賃金法違反が 14 件（同 1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 336 件で全体の 37.8%を占め、製造業の 241 件（同 24.9%）、商業の 85 件（同 8.8%）、接客娯楽業の 58 件（同 6.0%）の順となっており、また、工業的業種計では 649 件（同 67.2%）、非工業的業種計では 317 件（同 32.8%）

となっている。

2 賃金不払の概況

平成 27 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 15,002 件、対象労働者数で 29,647 人、金額で約 97 億 7,364 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,774 件で全体の 18.5%を占め、次いで建設業の 2,475 件（同 16.5%）、接客娯楽業の 2,398 件（同 16.0%）の順となっている。また、対象労働者数では製造業が 4,792 人（同 16.2%）、商業が 4,694 人（同 15.8%）の順となっており、金額では、製造業が約 22 億 1,829 万円（同 22.7%）、商業が約 16 億 357 万円（同 16.4%）の順となっている。

平成 27 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,604 件（全体の 56.9%）、対象労働者数で 17,178 人（同 49.4%）、金額で約 42 億 4,959 万円（同 36.7%）となっている。

3 労働災害発生状況

平成 27 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 116,311 人であり、前年に比べ 3,224 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 26,391 人で全体の 22.7%、ついで建設業が 15,584 人で 13.4%となっており、建設業と製造業とで全体の 36.1%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 972 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 327 人で全体の 33.6%を占め、ついで製造業の 160 人（同 16.5%）となっており、前年に比べ全産業で 8.0%減少し、統計開始以来、初めて 1,000 人を下回った。

4 業務上疾病の発生状況

平成 27 年の業務上疾病者数は全産業で 7,368 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,701 人で全体の約 23%を占め最も多い。